

# 小さなサインが見えますか(保護者用、抜粋)

学校でも早期発見・早期解決に努めていきます。ご家庭でもお子さんの様子を把握して、どんな些細なことも学校に連絡していただくと助かります。

## 愛知県教育委員会の「小さなサインが見えますかQ&A」より

### 第2章 いじめ発見のポイント

#### Q5 家庭や地域では、どんなことからいじめが発見できますか？

自分がいじめられていることを知られると、親が悲しい思いをするだろうと思って、子どもは親には相談しないことが多いものです。しかし、家庭や地域でもさまざまな形でサインとして表れます。保護者や地域の大人は、子どもたちの発する次のようなサインを注意深く感じ取る必要があります。

#### ア 家庭では

- 食欲がなくなる。
- 口数が少なくなり、学校のことや友達のことを話さなくなる。
- 衣服が汚れていたり、けがをして帰宅したりすることが多くなる。
- いらいらしたり、おどおどして落ち着きがなくなったりする。
- 弟や妹、ペットなどをいじめるようになる。
- 家族に対してかたくなになってくる。
- 助けを求めらるうわ言を言ったり、不眠を訴えたりするようになる。
- 身体や持ち物の外からは見えない部分に落書きがされている。
- 親が出ると何も言わずに切れてしまうような不審な電話がたびたびかかる。
- 不良じみた友達が訪ねてくることがある。
- 携帯電話に友達からの呼び出しメールが頻繁に入る。
- 外出しなくなり、人におびえるようになる。
- 学校から帰ってから、友達と遊ぶことが少なくなる。
- 家の金銭を持ち出したり、買い与えたものがなくなったりする。
- 登校時間になると頭痛、腹痛などを訴え、登校を渋るようになる。
- 学校へ行きたくないと言いだすことが増える。
- メモや日記などに悩みが書き込んであったりする。
- 遅刻したり、早退したりすることが多くなる。
- 転校したい、生まれ変わりたい、などともらすようになる。

#### イ 地域では

- 同じ子が、何度も自転車の修理にやってくる。
- 公園や街角で、個人を中傷した落書きをよく見る。
- いつも同じ子が飲食物などを買いに使い走りされている。
- 登下校ときにいつも同じ子が他の子のカバンや用具等を持たされている。
- いつも同じ子が笑い者にされたり、からかわれたり、命令されたりしている。
- プロレスごっこなどの遊びによく加えられている。
- 公園や神社で大勢に囲まれ、罵声を浴びせられたり暴力を振るわれたりしている。

## Q6 我が子がいじめに加わっていないか心配ですが？

「子どもは親の鏡」と言われるように、親の普段の言動は、子どもに大きな影響を与えます。親が地域のいろいろな人と分け隔てなく仲良く関わる姿を見て育った子どもは、友達とのかかわりを大切にします。日ごろから子どもに思いやり、やさしさ、正義感などを育むよう努め、いじめる側にならない子どもにしたいものです。次のような様子が見られたら、いじめに加わっていないか注意する必要があります。

- 買い与えていない物品を持っている。
- 心当たりのないお金を持っている。
- 言葉遣いが乱暴である。
- 親と顔を合わせたり、会話したりすることを嫌がる。
- 年下や自分より弱い立場の子に対して高圧的である。
- 勉強さえできればいいといった言動がよくある。
- 友達の名前を呼び捨てにし、友達を手下のように使っている。
- 他人を馬鹿にしたり、悪口を言ったりする。
- パソコンや携帯電話で、他人を非難するメール等を書き込んでいる。
- 特定のグループでの行動が多く見られる。
- 特定の子を無視したり、仲間はずれにしたりしている言動が見られる。

### 第3章 いじめを発見したら

## Q4 自分の子どもが学校でいじめられているようですが、親としてどのように対応すればよいのですか？

子どもはいじめられていても、親には相談しないことが多いのは、親に心配をかけたくないという気持ちがあるからです。したがって、大切なことは「毎日つらかったでしょう」と子どもの話に耳を傾けて、きちんと心を受け止めてあげることです。「おまえがはっきり断らないからだ」とか「どうして早く言わなかったの」など、頭ごなしに叱り子どもの言葉をさえぎることのないように気を付ける必要があります。そして、「あなたのことを心配している」という親の気持ちをしっかりと伝え、安心させてください。家庭の中で何でも話せる雰囲気づくりに心掛けるとともに、状況に応じて、学校へ相談したり、電話相談窓口（第5章Q3を参照）を利用したりするのもよいでしょう。

## Q6 自分の子どもが学校でいじめられていることがわかったとき、学校にどのように伝えればよいのですか？

まず、お子さんから聞き取った話の内容を時間順に整理し、具体的な事実をもとに担任の先生（部活動でのいじめの場合は担当の先生）に相談するのがよいと思います。また、担任の先生や部活動の担当の先生に直接伝えることが難しい状況の場合は、養護教諭、学年主任、生徒指導主事（小学校は生徒指導主任）、教頭など、別の先生に相談するのも一つの方法です。学校に配置されているスクールカウンセラーなど第三者的な相談員に助言を仰ぐのもよいでしょう。学校に相談しにくい場合は、各市町村教育委員会や相談機関の窓口を利用することも考えてみてはどうでしょうか。（第5章Q3を参照）

## 第4章 いじめを許さない環境づくり

### Q10 家庭ではどんなことに気を付けたらよいのですか？

いじめは家庭教育の在り方と大きくかかわっています。家庭において、人間として備えるべき基本的な考えや態度（善悪の判断や正義感、他人への思いやりや弱い者を助ける勇気など）を子どもたちに身に付けさせたいものです。常に子どもたちの生活態度に目を配り、善悪の判断や正義感、他人への思いやりなどに欠けるところがないよう普段からきめ細かく教え諭す家庭でありたいものです。そのためには、何よりも深い愛情や信頼を基盤とした親子の関係づくりが必要です。また、保護者が「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」という認識をもつことも欠くことができません。家庭は、深い愛情と信頼で結ばれ、強い人間関係に支えられた場所、安らぐことのできる真の「心の居場所」でありたいものです。以下に、「心の居場所」となる家庭づくりのポイントを挙げます。

#### ○ 子どもたちへの十分な目配りをしましょう

子どもたちにとって家庭が「心の居場所」となるためには、まず、子どもたちの日常生活に十分目を配ることが大切です。我が子がいじめられていないか又はいじめていないかなどについて、十分に注意し、子どもたちが発するサインを敏感にとらえられる家庭、親子関係でありたいものです。[\(第2章のQ5を参照\)](#)

#### ○ 積極的に親子の触れ合いをしましょう

保護者と子どもたちが触れ合う場を積極的に設け、子どもを理解しようと努めることが大切です。家族で一緒に会話をしながら食事をする、ハイキングなどの野外活動を一緒に楽しむ、地域における行事等に親子で参加するなど、形はいろいろ考えられますが、多くの機会をもつように日ごろから心掛けたいものです。

#### ○ 何でも話せる雰囲気をつくりましょう

子どもたちが悩みを気軽に打ち明けられるような雰囲気づくりが何よりも大切です。そのためには、いじめられた場合には、子どもを守り抜くという毅然とした姿勢を日ごろから明らかにし、子どもたちが悩みや困難に遭遇しても、安心して保護者に悩みごとを相談できるようにしておくことが必要です。そして、家庭では、生きることの素晴らしさや生命のかけがえのないことなどについてしっかりと話し合い、正しく理解させることが重要です。

いじめはどの子どもにも起こり得るものです。すべての保護者が自分の子どもにも起こり得るとの強い認識をもつことが大切です。そして、家庭、学校、地域社会がそれぞれの役割を果たしながら、常に連携を密にして取組を進めることが必要です。

## 第5章 相談体制

Q3 いじめの悩み等に関する相談窓口はどのようなところがありますか？

### ○ 24時間いじめの悩み電話相談

「いじめ ほっとライン24」 全国統一番号0570-0-78310(なやみ言おう)

※ PHS、IP電話からはつながりません。この電話は、昼間は自動的に次の「こころの電話」につながります。22:00～翌朝10:00の間は、いじめ専門の相談員が相談に応じます。

### ○ 「こころの電話」 (年末年始を除く毎日10:00～22:00)

〔愛知県教育・スポーツ振興財団〕 052-261-9671

青少年とその保護者に対する教育相談に応じます。

※22:00～翌朝10:00の間は、「いじめ ほっとライン24」にいじめの相談専用電話として接続します。

### ○ いじめ・不登校相談窓口 (月～金9:00～16:00)

県内各地の教育事務所に設置されています。 尾張教育事務所 052-961-0900

〔家庭教育相談員が相談に応じています。計画的に訪問相談も行っています。〕

### ○ 教育相談室 (月～金9:00～17:00) 〔愛知県総合教育センター〕 0561-38-2217

### ○ 各地区児童相談センターでも相談を受け付けています。

(月～金の8:45～17:30) 春日井児童相談センター 0568-88-7501

次のところでも悩みの相談ができます。

### ○ ヤングテレホン (月～金9:00～17:00) 〔愛知県警察本部〕 052-951-7867

### ○ 子どもの人権110番 (月～金8:30～17:15)

〔名古屋法務局〕 0120-007-110(フリーダイヤル)

### ○ 365日・子ども家庭110番 (一年を通して毎日9:00～17:00)

〔愛知県健康福祉部〕 052-953-4152

### ○ 少年相談 (月～金9:00～16:30) 〔名古屋市少年センター〕 052-961-2544

### ○ いのちの電話(一年を通して毎日24時間)

〔社会福祉法人愛知いのちの電話協会〕 052-971-4343

## 春日井市の相談機関

### ○いじめ・不登校相談室(月～金 9:00～12:00 13:00～16:00) 0568-34-8400

### ○青少年相談(月～土15:00～19:00) 0568-82-7830